

## キリシタン禁令とプロテスタント100年 ベッテルハイムから敗戦まで

山口陽一

はじめに

プロテスタントの日本宣教は、300年にわたってキリスト教邪教観を植えつけられ、耶蘇教を国害として敵視する人々に対して開始された。それゆえに日本プロテスタント教会史は、キリシタン禁制史との関係を抜きに語ることができない。幕藩体制国家は宗教を統治に利用して重層的な共同体規制を行ない、檀家により家を、神社により村を、忠孝道徳により幕藩体制を維持していた。この共同体規制は近代の天皇制に包摂され、プロテスタントはその出発の時点から、これと対峙することを余儀なくされたのである。小論においては、日本プロテスタント史を、日本人の精神に染み付いたキリスト教邪教観あるいは天皇制との相克として、「教会と国家」の観点から考察する。

また、日本宣教の起点を、開国に伴う宣教師来日の1859年ではなく、ベッテルハイムが琉球伝道を開始した1846年とする。これにより、キリスト教を弾圧してきた「日本」に対する宣教と日本における教会形成の課題を明らかにし、神繩の教会と共に宣教200年に向うこれからの日本宣教を考えたい。ベッテルハイムの琉球伝道から100年の後、日本は悲劇的な敗戦を経験する。

制度化は 1671 年、寺請制度の全国実施は 1673 年であり<sup>6</sup>、これはキリシタンがすべて棄教させられた後のことであった。

1614 年から 243 年を経た 1857 年、修好通商条約の締結をめざす T・ハリスは、江戸で初めて米国聖公会の祈禱書を読んで礼拝をささげ、次のような感慨を認めた。

「二百三十年前に、国内でキリスト教の聖式を行う者は、誰でも死刑に処する」という法令が日本で発布された。その法令が今なお実施されているにも拘らず、私は今、ここで、大胆に、そして公然と、日本の法令が厳禁している行為をしている。この刑罰から私を保護するものは何か。それは、ただアメリカという名前である」<sup>7</sup>

## II. 日本プロテスタント宣教の起点

日本プロテスタント史は、日米修好通商条約によって宣教師が来日した 1859 年から始まったと考えられている<sup>8</sup>。開国は近代日本の夜明けであり、居留地における信教の自由によって、日本におけるプロテスタント宣教が本格的に開始されたことは間違いない。

しかし、これより 13 年前の 1846 年、英国海軍琉球伝道会から琉球に派遣された宣教師ベツテルハルハイム家族がいた<sup>9</sup>。明治政府の琉球処分（1872 年の琉球藩、1879 年の沖縄県設置）以前、琉球王国は中国の冊封体制と薩摩の支配（1609 年以降）の下にあり、アヘン戦争（1840～42 年）に敗れた中国への宣教の一環としての伝道が活発化したのである<sup>10</sup>。ところが、ベツテルハルハイムの伝道は度

<sup>6</sup> 宗門改帳、宗門改帳、寺請制度の制度化の年は、五野井隆史『日本キリスト教史』（吉川弘文館、1990 年）による。

<sup>7</sup> 坂田精一訳『ハリス日本滞在記』（下）岩波文庫、1954 年。1857 年 12 月 6 日、曜日

<sup>8</sup> 日本プロテスタント史の初期の歴史記述は、フルベッキ、山本秀焔、佐波巨らによりなされた。それは横浜パンド史観と言える。

<sup>9</sup> ベツテルハルハイムは英国国教会から授手を受けた宣教師ではない。ゆえに『日本聖公会百年史』は、彼の伝道をもって日本宣教の開始とはしていない。

<sup>10</sup> 琉球王国の独立性を尊重する立場から、これは琉球伝道であって日本伝道ではな

## I. 前史としてのキリシタン禁制史

ザビエルが天皇の許可を得て日本布教を進めようとしたことはよく知られている。しかし、これは実現せず、やがて G・ヴィレラは、1560（永禄 3）年、將軍足利義輝から最初の布教許可を得ることになる。ところが、やがて義輝は討たれ、1565 年、正親町天皇の諭旨により宣教師は京都追放となった。背後には公家で熱烈な法華宗徒の竹内季治らの策謀があった<sup>1</sup>。旧勢力の天皇や公家は反キリシタンであり、これら旧勢力の排除を政治課題とした織豊政権がキリシタンを利用するという図式が生まれた。ところが九州を制圧して統一権者となった豊臣秀吉は 1587 年、「バテレン追放令」によるキリシタン統制を開始する。

その大義名分は「神国日本」であった<sup>2</sup>。

徳川幕府は 1614 年にキリシタン禁制を布き、1639 年にはポルトガル船の来航を禁止して鎖国体制を完成させる。キリシタン禁令の及ぶところを「神国日本」とするならば、それは 1636 年に琉球、1639 年に松前、アイヌモシリにも 1799 年<sup>3</sup>に拡大された。井上筑後守政重が宗門改帳を退任した 1658 年頃には、キリシタンの摘発と殲滅は終わり、その後の禁制は人民統制の梃子として用いられた。宗門改帳が一萬石以上の諸藩に設置されたのは 1664 年、宗門改帳の

<sup>1</sup> 村井早苗『天皇とキリシタン禁制—「キリシタンの世紀」における権力闘争の構図—』雄山閣、2000 年

<sup>2</sup> 五野井隆史によればこの時点での「神」は伊勢神道の神であったと思われる（『日本キリシタン史の研究』吉川弘文館、2002 年、263 頁）。佐藤弘夫は「神国」観の大きな変遷を論じ、秀吉と家康の神国観は、中世以来の本地垂迹説に基づくものの、その他界的性格は退き、現世の君臣秩序を支える根拠としての神国という性格に変わったという（『神国日本』ちくま新書、2006 年）。

<sup>3</sup> 幕府の禁教令以後、宣教師の琉球渡航が始まり、琉球における禁令は鎖国と同時期に開始される。これは薩摩藩の命により琉球で宗門改帳が行なわれた年である。<sup>4</sup> 松前藩での布教は幕府の禁令以後に本格化し、この年に 106 人が処刑されるまで禁教は実施されなかった。

<sup>5</sup> 松前藩の禁令はアイヌの人々には及ばなかった。ロシアの南下に伴う正教の普及に対し、蝦夷地の幕領化が図られ、同時にキリシタン禁制が初めて布かれた。

重なる妨害を受けることになる。彼の伝道を妨げたのは、薩摩藩による1636年以來のキリシタン禁令だった<sup>11</sup>。この点を重視すると、日本プロテスタント宣教の起点を1846年とする視野が開けてくる。これはキリシタン禁令を祖法とする幕藩体制の下にある人々へのプロテスタントによる最初の伝道であり、キリシタン禁制を掲げる「日本」への最初の挑戦であった。

ベッテルハイムは1846年から1854年まで、足掛け9年琉球に滞在し、琉球生まれの次女にはナンシー・ルーチャー（琉球）と名づけ、医療活動を行ない、聖書を翻訳し、その伝道によって40人あまりの求道者を生み出した。崎浜秀能は、イエスを信じたゆえに拘束され、親戚から棄教を強要される。彼の死がベッテルハイムに知らされたのは1851年3月13日であった。彼は日本プロテスタント最初の殉教者の可能性がある。1853年4月10日、ベッテルハイムは一人の男性に洗礼を約束し、5月22日には長嶺という警職人に最近洗礼を授けたと記している。そして7月11日の書簡では、那覇で三人、首里で一人に洗礼を授けたことが報告されている。使用人崎浜の他、筵屋と草履屋の職人で通訳の新垣、宮里、富村、名嘉という信者の名が知られている。幕藩体制の一翼を担う薩摩藩のキリシタン禁制下で、こうした伝道をなした背後には、日本、英国、中国の微妙な力関係があった。ベッテルハイムの伝道の詳細を明らかにした照屋善彦は言う。

「ベッテルハイムとその家族の琉球滞在は、単に琉球という、一地域の問題を越えて、一気に国際的問題の様相を呈し始めるのである。ひとりの宣教師の問題が、世界の三大都市、江戸、北京、倫敦を議論の渦に巻き込んでいったの

いというにはあり得る。琉球は、言葉も文化も、20世紀に日本への同化が進むまで独自性を有していた。

<sup>11</sup> 村井早苗は、薩摩藩によるキリシタン禁制は毎年の宗門改と不定期の手札改の併用、宗門改に寺請制が介在しないなど特異であり、幕藩制国家のキリシタン禁制が及んだのではなく、あくまでも薩摩藩によるキリシタン禁制が実施されたのではないだろうか、とし、キリシタン禁制の側からみると、琉球は幕藩制国家の体制外にあったといえよう、と言っている（『キリシタン禁制の地域的展開』岩田書院、2007年、183頁）。この厳密な研究を尊重するものの、薩摩藩も幕藩体制の下にあったのであるから、大局的に見て琉球王国は幕藩体制のキリシタン禁制の下にあったと言い得る。

だった」<sup>12</sup>。

ベッテルハイムは1854年に琉球を去るが、英国海軍琉球伝道会は後任としてモートンを立て、1855年10月まで活動を継続した。モートンは、もとロンドン・ミッシェン宣教師で、香港の主教スミスから英国国教会の聖職として按手を受け、琉球に赴任した<sup>13</sup>。英国海軍琉球伝道会は、創立者クリフォードの死によって1861年に解散したものの、二人の宣教師による足掛け10年に及ぶ伝道であった<sup>14</sup>。ベッテルハイムの聖書翻訳は、1855年のルカ・ヨハネ福音書、使徒の働き、ローマ人への手紙の琉球語訳（片仮名）に結実する。しかし、これが日本本土で役立たないことを知った彼は、ルカ福音書の漢和対訳（1858年）、日本語訳（平仮名）のルカ・ヨハネ福音書、使徒の働き（1873～74年）を作っている。ちなみに、ペリー艦隊の水兵J・ゴープルは、琉球で会ったベッテルハイムに啓発され、後に宣教師として来日し、聖書翻訳にもあたっている。

1909年の「開教五十年」の折、ベッテルハイムは知られていたが、これが日本宣教の始まりとは考えられず<sup>15</sup>、宣教百年の折には、沖繩は米国の占領下にあった（1945～1972年）。その意味でも、今回は日本プロテスタント宣教の起点を見直す機会であろう。沖繩には現在200を超える教会・伝道所が存在し、日本伝道に力を合わせているのである<sup>16</sup>。

<sup>12</sup> 照屋善彦著、山口栄鉄・新川右好訳『英宣教師ベッテルハイム 琉球伝道の九十年』人文書院、2004年

<sup>13</sup> 日本聖公会歴史編纂委員会編『日本聖公会百年史』1959年

<sup>14</sup> 英国海軍琉球伝道会の伝道は途絶したが、資金654ポンドは、イギリス教会宣教会（CMS）に託され、1869年のG・エンソル来日となる（『日本聖公会百年史』）。また、36年後に沖繩伝道の必要性を気づかせたのは、1890年、世界旅行の途中神戸に立ち寄ったスコットランド人のアラン夫人であった。彼女はベッテルハイムの支援者であり、アメリカ・バプテスタ教会宣教師R・A・タムソンに沖繩伝道のための援助を申し出たのである。

<sup>15</sup> 小崎弘道「五十年の回顧」『開教五十年記念講演集』1910年

<sup>16</sup> 『クリスチヤン情報ブック2008』（クリスチヤン新聞、2007年）によれば、沖繩の教会・伝道所は212である。

### III. 日本基督公会における「教会と国家」

1872年3月10日、日本人を信徒とする最初のプロテスタント教会として設立されたのが日本基督公会である<sup>17</sup>。1874年9月には静岡の賤機舎で元幕臣11人がカナダ・メソヂアスのマクドナルドから受洗、1876年1月には熊洋学校クマヨウガクの学生35名が奉教趣意書に署名、1877年3月には札幌農学校の一期生がCovenant of believers in Jesusに署名した。このように横浜以外では英学校が信仰表白の舞台となっている。ここでは、最も堅実な教会形成をした横浜公会に焦点をあて、日本プロテスタントにおける教会と国家の問題を扱うことにする。

この教会では「公会定規」(1872年4月13日)から、「公会規則」(1872年秋頃)を経て「日本基督公会条例」(1874年4月)という教会規則が定められる。「日本基督公会条例」の信仰諸則は、1846年にロンドンで設立されたThe Evangelical Alliance(万国福音同盟会)の信仰九ヶ条の援用であり、第二条例(公会基礎)はこの教会の性格をよく表している。

<sup>17</sup> 1858年の日米修好通商条約により、居留地における宗教の自由が認められると、翌1859年から宣教師来日が始まる。11月13日ヘボンの住居成仏寺で礼拝が開始された。1861年にはThe Evangelical Alliance(万国福音同盟会)の初週祈禱会が始まる。1862年には日本における最初のプロテスタント教会であるクライスト・チャーチ(英国国教会)が、1863年2月18日には改革派に關係するユニオン・チャーチが設立された。1864年に徳川幕府から得た居留地167番の土地(755坪)に、ブラウンとバラが小会堂を建てたのは1871年5月。すでにバラは1865年11月5日、矢野元隆に洗礼を授け、1866年8月の第一主日から米領事館内の自宅で日本語礼拝を始めていた。

1872年2月9日(旧暦1月1日)、篠崎桂之助の申し出により、この小会堂において日本人の初週祈禱会が始まり、3月10日、日本人を信徒とする最初のプロテスタント教会として横浜公会が設立された。篠崎桂之助、押川方義、吉田信好、竹尾忠男、安藤劉太郎(譯者)、横部漸、戸波捨男、大坪誠之助の九名が受洗、すでに受洗していた小川義経、仁村守三(譯者)を加え11名をもつての発足、小川が長老、竹尾が執事に選ばれた。以後、杉山孫六・熊野雄七(4月28日)、本多庸一・北原義道(6月9日)、奥野昌綱(8月4日)、井深棍之助(1873年1月5日)、植村正久(5月4日)、安川亨(8月)らが洗礼を受け、1873年末の会員数は75人(内小見13)となる。米国和蘭改革派教会(Reformed Church in America)に属する最初の日本人教会であった。

「我輩ノ公会ハ、宗派ニ属セズ、唯主耶蘇キリストノ名ニ依テ建ル所ナレバ、単ニ聖書ヲ標準トシ、是ヲ信ジ、是ヲ勉ル者ハ、皆是キリストノ僕、我儕ノ兄弟ナレバ、会中ノ各員全世界ノ信者ヲ同視シテ一家ノ親愛ヲ尽スベシ、是故ニ此会ヲ日本基督公会ト称ス」<sup>18</sup>

「宗派ニ属セズ、唯主耶蘇キリストノ名ニ依テ建ル所ナレバ、単ニ聖書ヲ標準トシ」は一つのことを言っている。それは米国和蘭改革派教会という歴史的教会に連ならないという意味であり、無教派主義である。「是ヲ信ジ、是ヲ勉ル者ハ、皆是キリストノ僕、我儕ノ兄弟ナレバ、会中ノ各員全世界ノ信者ヲ同視シテ一家ノ親愛ヲ尽スベシ」は、The Evangelical Allianceの精神である。無教派で全世界の信者と親愛するこの会を「日本基督公会」と称したと言う。教派から自由な個々の信徒が世界中にあり、その一家に連なるものとして日本基督公会を設立したというのである。

宣教師たちに宛てた日本横浜東京耶蘇公会總會名の意見書が、1874年1月16日付で送られたが、その元となった篠崎桂之助の意見書には以下のようにある。

「我輩今宗派ヨリ独立ナル会ヲ立ルハ主ノ意此ニ在ヤ否ヤヲ疑ハズ必在ト思フ蓋シ上ハ聖經ニ協ヒ次ニ本国ニ直シケレバナリ」<sup>19</sup>

篠崎は、公会の教派からの独立は主のみにこころにかなひ、国に宜しいと考へた。ここに日本基督公会、ひいては日本プロテスタント教会の「無教派の国民教会」志向を見ることができるといえる。

横浜公会最初の受洗者の一人安藤劉太郎は、本願寺の僧侶猶龍で本名を関信三という譯者だった。彼らは太政官から派遣され、1871年12月から1873年4月にかけて各地の教会に潜入し克明な報告をした。安藤は「公会定規」(1872年4月13日)に加えられなかった三条ヲ加フヘキノ説アリ然レドモ外ノ責ヲ

怖ルモノアリ遂ニ其論一定セズ併シ入宗ノ徒ハ永ク心ニ誓テ此等ノ条ヲ固守スヘキハ勿論ノ宗規ト教師モ常ニ論スル処ナリ」

<sup>18</sup> 日本基督教会歴史編纂委員会『日本基督教会歴史資料集』(三)1976年

<sup>19</sup> 佐波巨編『植村正久とその時代』第二巻、1938年、209～210頁

例」には加えられなかった。

最初の信仰告白制定をめぐる一連の出来事に、天皇、国、血縁（先祖供養）の問題が出揃っており、これらを日本における教会形成の重要な課題と認識しつつ、衝突を回避して不文律としたことを見た<sup>23</sup>。

ベツアルハイムから日本基督公会設立に至る時期、潜伏キリシタンは先祖代々待ち望んだ神父との出会いを果たし、信仰復興による新たな迫害を経験した。パリー外国宣教会は、ベツアルハイムに先立つ1844年、フォルカードを琉球に派遣し、1858年の日仏修好通商条約によりジラールが来日する。1861年には横浜、1865年には長崎に天主堂が建てられる。プティジャンと浦上の潜伏キリシタンの劇的な出会いは同年3月17日のことで、以後、ジラールの推定によれば5万人の潜伏キリシタンが顕われた<sup>24</sup>。そして自葬を機に浦上での迫害、いわゆる浦上四番崩れが起こり、1863年から73年にかけて約3400人が全国の各藩に流刑となり664人が死亡した。250年の潜伏を経て再び信仰を表明するようになったキリシタンたちの、二度と主を否むまいとする闘いは、岩倉使節団への各国の抗議を呼び、1873年の高札撤去につながる<sup>25</sup>。これはあくまでも「従来高札面ノ儀ハ一般熟知ノ事ニ付」であって、明治政府がキリスト教を解禁したわけではない<sup>26</sup>。しかし、開化の勢いそのままに「黙語」と受け止められたこともあり、プロテスタントは、「浦上四番崩れ」のような迫害を経験することなく伝道を進めることができた。米英を背景とするプロテスタントは、仏露を背景とするカトリックとオーストドックスに比して、近代化の宗教であることを主張し、キリシタン国害論の外に自らを置こうとした。それが当時

<sup>23</sup> 神祇省に代わった教部省は、1872年4月28日に「三条の教則」を通達し、大教宣布による国民教化を推進していた。「敬神愛國ノ旨ヲ体スベキ事 天理人道ヲ明ニスベキ事 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スベキ事」。そのような時代の中で不文律とされた三条であった。

<sup>24</sup> F・マルナス『日本キリスト教復活史』みすず書房、1985五年、269頁

<sup>25</sup> 家近良樹『浦上キリシタン配流事件』（吉川弘文館、1998年）は、浦上信徒を受け入れた諸藩と配流した政府が、キリシタンが危険な存在でないこと、また改宗させることの困難を知ったことが高札撤去の最大の要因としている。

<sup>26</sup> 鈴木栄一『キリスト教解禁以前 切支丹禁制高札撤去の史料論』岩田書院、2000年

第一条曰 皇祖土神<sup>20</sup>ノ廟前ニ拝跪スヘカラサル事

第二条曰 王命ト雖モ道ノ為ニハ屈従スヘカラサル事

第三条曰 父母血肉ノ恩ニ愛着スヘカラサル事<sup>21</sup>

「公会定規」には「可行事」として「不拝偶像而可拝独一真神」が明文化されていた。第一条はその具体例であろう。これら三条を不文律とした後、半年後の「公会規則」には、以下の条項が盛り込まれた。

十、我輩凡テ偶像ヲ拜スト肉体ノ外欲トハ悉クコレヲ棄ン

十一、我輩生命ヲ失トイヘドモ独一ノ救者ヲ諱マジキナリ

「皇祖」と名指して天皇に関わる廟への拝跪を禁じることは、一般的に偶像というのと違い、「会外の責」（教会外からの批判）を惹き起こすと考えられた。何を偶像礼拝と看做すかの判断が重要なのであるが、その明文化は避けられた。

「王命ト雖モ道ノ為ニハ屈従スヘカラサル事」は勇ましい。このような覚悟がなければ洗礼を受けることはできなかつた時代である。そして、この精神は明治以降の教会にもかなりの程度受け継がれた。考えるべきはこれら三条を不文律として「公会規則」に加えられた次の条文である。

十三、尤宜ク和平端正ニシテ人ヲ教ヘ、君長ヲ尊敬シ、父母ニ孝順ニ、公法ヲ守ルベキナリ

「君長ヲ尊敬シ、公法ヲ守ル」ことは、聖書（ローマ一三章）に基づいている。聖書は「王命ト雖モ道ノ為ニハ屈従スヘカラサル事」とも教えるのであるが（使徒4章19節）、前者のみが残された。「父母血肉ノ恩ニ愛着スヘカラサル事」は「公会定規」の「可行事」で「為死者不求於神為生者可求於神」と表明された先祖供養とも関係する。「公会規則」では「父母ニ孝順ニ」だけが定められた。

これら不文律とされた三条は、課者安藤劉太郎の立場からすれば、キリスト教の国書を証明する言質であり、是非とも明文化して欲しかったはずである<sup>22</sup>。しかし、日本基督公会はこれを受け、不文律とされた三条は「日本基督公会

<sup>20</sup> 「皇祖土神」は、神宮・神社・祠などを指していると思われる。

<sup>21</sup> 小沢三郎『幕末明治耶蘇教史研究』日本基督教団出版局、1973年

<sup>22</sup> 国吉栄『関信三と近代日本の黎明』新読書社、2005年、127頁

けたいことであった。そこでキリスト教界は、日本の国体と共存できることを弁明したが、それでもリバイバル期の勢いはそがれ、教勢は停滞した。こうした状況下を迎えた1896年が、ベッテルハイムの琉球伝道50年であった。教会は日清戦争を経験し、日本が新たに領有した台湾への伝道が開始された。沖縄には1891年に伝道が再開されたものの、その事業は緒についたばかりであった。

その後、日露戦争においては内村鑑三らの非戦論が叫ばれるが、大方の教会は戦争を支持することで日本のナショナルイズムと協調し、20世紀に入ると再び教勢を伸ばし始める。1912年にはキリスト教の利用を図る内務省から国策協力を求められ、キリスト教会もこれを歓迎し、仏教、教派神道の代表者と共に協力を約束した（三教会同）。

「吾等ハ各々ソノ教義ヲ發揮シ皇運ヲ扶翼シ益々国民道徳ノ振興ヲ図ランコトヲ期ス 吾等ハ当局者ガ宗教ヲ尊重シ政治宗教及教育ノ問題ヲ融和シ国運ノ伸張ニ資セラレコントヲ望ム」

こうした時代を背景に、1909（明治42）年、プロテスタント教会は開教五十年記念祝賀会を開催した。委員長は小崎弘道とミラー、副委員長に本多庸一、井深梶之助、元田作之進らを立て、10月5日から10日まで、神田青年会館において15回の集会を行ない90人が登壇した。J・H・バラ、D・タムソンら開教期からの宣教師、上記委員に加え海老名弾正、宮川経輝、植村正久、田村直臣、新渡戸稲造、山室軍平、留岡幸助とそうそうたる顔ぶれである。会衆は500～600人から1200～1300人で、大いに盛り上がった<sup>28</sup>。

この時期、プロテスタントは1900年の3万7千人から1925年の17万8千人に増加する<sup>29</sup>。欧化期の伝道では地方の有力者の入信が目立ったが、この時期には伝道集いに都市の中流知識層を集めることで進展した。全国協同伝道（1914～16年）は、3,306集会、聴衆618,647人、志道者21,152人を集め、賀川豊彦の「神の国」運動に継続されて行く（1930～34年）。日本のプロテスタント史では、この時期を「成長期」と考えるが、これは日韓併合により日本が

のプロテスタントに共通する「報国の志」であった。高札撤去後もキリスト教に對する取り締まりは続くが、井上馨が外務卿となって欧化政策を推進する頃には「黙許」が公然化し<sup>30</sup>、1883（明治16）年からのリバイバルは、これを背景として起こる。

#### IV. リバイバルから開教五十年記念祝典まで

鹿鳴館開館の1883年、横浜の初週祈禱会におけるリバイバルが各所に波及して行く。この年約8千人だった信徒は、1890年には3万4千人となった。小崎弘道は、同年の第三回全国基督教信徒大親睦会を回顧し、参加者は10年で日本がキリスト教国となるという信念を抱いたと言っている。そして迎えた1889年、大日本帝国憲法二八条において初めて信教の自由が認められた。

「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケズ及ヒ臣民タルノ義務ニ背カサル限りニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」

文字通り画期的な条文に、当時の信徒たちが欣喜雀躍したことは言うまでもない。ところが、この憲法には、第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあった。そして、これに基づき国家の教育は、1890年の「教育勅語」に示された。戦前の日本における「教育」は、天皇に仕える臣民を作ることを意味していた。1891年の内村鑑三不敬事件を契機として、「教育と宗教の衝突」論争が起こる。天皇制国体とキリスト教の衝突が叫ばれ、欧化期の教勢伸張はとまり、1899年には文部省訓令十二号により認可学校でのキリスト教教育が禁じられた。

内村不敬事件に際し、組合教会の金森通倫は、皇室と先祖の墓への礼拝は許されたと考えた。一方、日本基督教会の植村正久は神以外への礼拝を不可とし、先祖供養に関してもこれを拒否する立場をとった。植村の態度は、不文律とされた三条を「永ク心ニ誓テ此等ノ条ヲ固守」するものであり、天皇を政治的權威にとどめ、宗教的權威としないことを一貫して主張した。しかし、植村においても、キリスト教が国民感情と衝突すると思われて伝道が停滞することは避

<sup>27</sup> 山崎渾子『岩倉使節団における宗教問題』思文閣出版、2006年

<sup>28</sup> 『開教五十年記念講演集 附祝典記録』宣教開始五十年記念事務所、1910年

<sup>29</sup> 日本基督教連盟編『教勢調査報告』1928年、11～12頁

朝鮮半島での支配を本格化させる時代でもある。そして、日本の帝国主義的侵略によって圧迫された朝鮮においてもリバイバルが起こる。いずれの教会も民族心との融和の中で成長するが、日本は順風の中で、朝鮮では逆境の中での成長であった。

日韓併合以後、日本組合基督教会は朝鮮伝道に力を注いだ。海老名弾正や渡瀬常吉によって推進された伝道は「福音宣教」と共に「日本への同化」をめざすもので、朝鮮総督府や日本の財閥から多額の寄付を受けて行なわれた<sup>30</sup>。しかし、1919年の三一独立運動の結果、日本政府の期待に応えられなかったことが明らかとなり財政支援は止まり、朝鮮伝道も中止される。組合教会の朝鮮伝道は、大正期の日本の教会の「成長」の一面である。

開教五十年を祝った植村は、いよいよ日本のキリスト教を築きあげるための伝道に邁進する。一つの試みとして1909年から毎年11月23日に「新嘗感謝礼拝」を行なうようになる。これは収穫感謝を「接合点」とする日本文化改造計画と言われる<sup>31</sup>。

「吾人は朝鮮の併合を祝すると同時に、深く戒慎して、かつ望みかつ恐れ、ひたすら天祐に依らんと欲するの情転た切なるものあるなり」<sup>32</sup>と語る植村は、手放して朝鮮併合を祝わったわけではない。しかし、彼は朝鮮の稲穂を講壇に飾って新嘗感謝礼拝を行ない、日本の版図拡大に天祐を祈った。この時、日本国基督教会の二つの紐帯、すなわち「キリスト」と「日本」のうち、後者がより強く意識されたように思われる。

<sup>30</sup> 柏木義円が報じたところによれば、年度は不明ながら朝鮮総督府機密費からの寄付は、年額8千円（敢て組合教会の英断を望む、『上毛教界月報』252号・大正8年11月15日）、あるいは年額6千円?（『組合教会時報論(一)朝鮮伝道記念日廃止』、『上毛教界月報』390号・昭和6年5月20日。?は柏木自身が付している）。また、海老名弾正が1914年の日本組合基督教会第30回総会で報告したところによると、首相大隈重信、朝鮮総督寺内正毅、財界世話役の渋沢栄一の呼びかけで、三菱、三井、古河などの財閥が寄付をした（『基督教世界』大正3年10月8日）。1914年の組合教会支出は、12,058円、これに対して朝鮮伝道の支出は38,005円、内寄付金は37,084円である（『大正五年日本組合教会便覧』）。

<sup>31</sup> 五十嵐喜和、「植村正久の宣教論の一断面—『新嘗感謝礼拝』と『大嘗会（感謝礼拝）をめぐって』、『教会の神学』7号

<sup>32</sup> 植村正久「大日本の朝鮮」、『福音新報』792号、1910年9月1日

小崎弘道は、「日本帝国の教化（日本基督教伝道論）」<sup>33</sup>において、第一の課題は国体と基督教を結びつけることであると一言い、神国日本の基督教化を企てる。積極的に神社非宗教論を唱え、「基督教信者にては、又は牧師、伝道師にては、も、宮司、禰宜の如き官職を兼ねても亦不都合なきことゝなるに至る」ことを期待している<sup>34</sup>。

## V. 日本基督教団の成立から敗戦まで

ベツテルハイムから始まった日本プロテスタント宣教100年における（あるいは150年でも163年でも同じであるが）最大の出来事は、日本基督教団の成立（1941年）である。聖公会の一部、救世軍も含め、すべてのプロテスタントが合同したことは、日本プロテスタント史における画期的な出来事である。しかし、日本基督教団が戦後64年の今日に至るまで、内部対立を抱え続けていることから考えても、そこには重大な問題があった。

1930年代に入ると時代は閉塞感を帯び、主流派教会の伝道は伸び悩み、急速に進化したホーリネス教会も分裂する。この年、日本の諸教派・団体は、神社制度調査会に「神社問題に関する進言」を提出し、神社を超宗教ということ、神社扱いで曖昧にしないこと、神社が宗教であるなら参拝を強制しないこと、神社が宗教でないなら宗教的要素を排除することを要望した。これを判断するのは教会であるのだが、教会は自らの使命として神社を偶像と判断して拒否することができず、美濃ミッションの迫害に対しても、朝鮮半島における参拝強制に対しても反対を表明しなかった。1938年、日本基督教会大会議長の富田満は朱基徴牧師らに神社参拝の実施を説得し、日本の官憲はイエス教長老教会の27回総会に神社参拝を決議させた。かつての日本基督教会が不文律とされた件の三か条が、逆の形で明文化される時代を迎えることになる。

日本基督教連盟は1928年の「社会信条」において「軍備縮小、仲裁裁判の確立、無戦世界の実現」を謳っていた。しかし、日本のプロテスタントは、1939

<sup>33</sup> 小崎弘道「日本帝国の教化（日本基督教伝道論）」1929年、『小崎弘道全集』第二巻

<sup>34</sup> 『小崎全集第二巻 日本基督教史』小崎全集刊行会、1938年、580頁

年の宗教団体法に従い、翌年の皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会において合同期成の宣言を行った。

「此ノ世界ノ変局ニ処シ国家ハ体制ヲ新シ大東亜新秩序ノ建設ニ邁進シツツアリ吾等基督教信徒モ亦之ニ応シ教会教派ノ別ヲ棄テ合同一致以テ国民精神指導ノ大業ニ参加シ進シテ大政ヲ翼賛シ奉リ忠報國ノ誠ヲ致サントス」<sup>35</sup>

1941年6月24日、日本のプロテスタント教会は「大東亜戦争」遂行のため、日本基督教団を創立する総会を開催した。しかし、文部省の認可までには5ヵ月を要し、正式に成立したのは11月24日だった。キリストの教会が設立されるのに国家の認可を必要とするというところに重大な問題があることは言うまでもない。

ポスターにして教会に配布された「教団規則」第七条「生活綱領」の第一には、「皇國ノ道ニ從ヒテ信仰ニ徹シ各其分ヲ尽シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルベシ」とある<sup>36</sup>。聖書に従って信仰に徹する以外にプロテスタントのあり方はないのであるから、これはプロテスタント教会としての致命的過ちであった。1942年1月11日、「皇國の道に従って」日本基督教団統理の富田満牧師は伊勢神宮に参拝し、新しい教団の発足を報告してその発展を希願する<sup>37</sup>。1942年10月15日の「日本基督教団戦時布教指針」<sup>38</sup>においては、「本教団ハ今次大戦勃発直前ニ成立シタルモノニシテ正ニ天業ヲ翼賛シ国家非常時局ヲ克服セシガ為ニ天父ノ召命ヲ蒙リタルモノト謂ハザルベカラズ」と言い、大東亜戦争を聖戦と見做し一貫して戦争遂行に協力した。もはや神学ではなく「日本教学」の確立に努め<sup>39</sup>、1944年の復活節に日本基督教団統理名で出された「日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基督教徒に送る書簡」では、次のようにアジアの教会に語りかけた。

<sup>35</sup> 日本基督教団宣教研究所教団資料編纂室編『日本基督教団資料集第1巻・日本基督教団の成立過程（1930～1941年）』日本基督教団出版局、1997年、275～276頁

<sup>36</sup> 同右、『日本基督教団資料集第2巻』日本基督教団出版局、1998年（以下『教団資料集2』）、22頁

<sup>37</sup> 『教団時報』昭和17年1月15日、213号

<sup>38</sup> 『教団資料集2』235～236頁

<sup>39</sup> 「日本基督教団戦時布教指針」実践要目（八）「日本教学ノ研鑽ニ努メ日本基督教ノ樹立ニ邁進スルコト」

「全世界をまことに指導し救済しうるものは、世界に冠絶せる万邦無比なる我が日本の国体であると言ふ事実を、信仰によって判断しつつ我らに信頼せられんことを」<sup>40</sup>

同年8月20日の「日本基督教団決戦態勢宣言」では、「此ノ時ニ当リ皇國ニ使命ヲ有スル本教団ハ皇國必勝ノ為ニ蹶起シ、断固驕敵ヲ撃攘シ、以テ宸襟ヲ安ンジ奉ラザルベカラズ」と誓い、最後まで皇國の必勝を信じた。ゆえに敗戦直後の統理指令では、天皇に敗戦の責任を懺悔して新日本建設のための新たな報國を誓うことになる。

「我等ハ先ヅ事此ニ到リタルハ畢竟我等ノ罪躬ノ誠足ラズ報國ノ力乏シキニ因リシコトヲ深刻ニ反省懺悔シ、今後迎ベキ荆棘ノ道ヲ忍苦精進以テ新日本ノ精神的基礎建設ニ貢献センコトヲ嚴カニ誓フベシ」<sup>41</sup>

ベッテルハイムの1846年から数えると、アジア太平洋戦争の敗戦の焼け跡から立ち上がった1946年が宣教100年となる。勿論、この年がそのように意識されることはなかったし、日本で唯一の地上戦を経験した沖縄は、本土とは別の戦後を歩み始めることになる。

## VI. 宣教百年（1959年）になされなかったこと

GHQによる占領下のキリスト教ブームの中で、日本基督教団は「新日本建設キリスト教運動」に邁進した。同時に日本基督教団からの離脱が相次ぐ。ブームはやがて去り、戦後のプロテスタントは日本基督教協議会（NCC）系教会と福音派に二極化しつつ進展し、1948年の20万人から1968年の40万人に増加する。この間、1959（昭和34）年にはNCCによる宣教百年記念大会が開催され、11月1日から7日まで、千駄ヶ谷体育館での記念式典を中心に多くの集會が催された。記念式典では八代斌助が説教、世界教会協議会（WCC）のウィザー・トーフトらが祝辞を述べた。渡辺善太の記念講演は「日本プロテスタント宣教の回顧と展望」。教職50年以上の82名、40年以上の307名、信仰

<sup>40</sup> 『教団資料集2』316～326頁

<sup>41</sup> 『教団資料集2』276～278頁

ト宣教の起点の問題を扱った。

おわりに

近代日本のプロテスタントは、キリスト教国害論に抗し、報国の志を抱いて出発した。よく闘い、よく伝道し、主体的な教会を形成し、日本の市民社会にも少なからぬ貢献をなしてきた。だが、キリストと「日本」の間に揺れ、神を畏れつつ国家という偶像に任えるという罪を犯した。宣教百年になされなかつた悔い改めは、その後の50年の取り組みの結実として「宣教150年」に際して表明され、今後の教会形成に生かされるべきである<sup>41</sup>。

また、開国以後の宣教50年、100年を共に祝うことのなかつた沖縄の教会と共に迎えた「宣教150年」に際し、沖縄の教会と共に日本宣教の課題と取り組んで行きたい。ベツテルハイムの琉球伝道は、パテレン追放令以来300年にわたり国是とされたキリシタン禁制への最初の挑戦と考えた。この理解が「日本」におけるプロテスタント教会の一体性、また共通の宣教課題の自覚につながることを願っている。

さらには、日本基督公会の公同性の功罪を考え、それとの連続性の中での日本基督教団の成立を検討した結果、宗教団体法の力を借りた合同は決して良き事ではなかつたという認識を示した。日本基督教団とそれへの対抗エキュメニズムとしての福音派という戦後のプロテスタントの二極化も、聖書的福音主義による公同性の回復という意味において、宣教200年に向けての課題である。

(東京基督神学校 校長)

<sup>41</sup> 2009年9月21～24日、札幌で開催された第5回日本伝道会議の「札幌宣言」は、先達たちの伝道と奉仕のゆえに主に感謝し賛美をささげられた後、以下のように宣言した。

「その一方、日本の教会は天皇制国体に埋没し、自律的な教会を形成し得なかつた結果、偶像化した国家を神と並べる罪を犯し、戦争による災厄をアジアの人々にもたらすことともしてしまいました。その罪は主の前に大きく、教会はさばかれ、てしかるべきでした。しかし、戦後も存続を許され、新規の伝道をするのができたのは主のあわれみです。それゆえに、私たちは悔い改め、主にのみ礼拝をささげる教会として伝道と奉仕に励みます。」

生活50年以上の信徒3,443名が表彰された。前後してラークア伝道(1950、54～58、61～66年)、東京クルセード(1959、61年)など米国教会の支援による盛んな伝道が繰り広げられた。

宣教百年にあたり、福音派諸団体は宣教百年記念聖書信仰運動を展開し、「聖書は十全に靈感された無謬なる神のことばで、信仰と生活の唯一の規範たることを信じる」と表明して協力関係を築いた。1960年には日本プロテスタント聖書信仰同盟(JPC)、1968年には日本福音同盟(JEA)が創設される。こうした福音派の結果は、NCCのエキュメニズムに対して「対抗エキュメニズム」と呼ばれることがある<sup>42</sup>。

ところで、宣教百周年の折に課題とされなかつた二つのことがある。一つは戦時下における教会の戦争責任・罪責のこと、もう一つは米軍占領下にあった沖縄のことである。小論では、この二つのことを1959年の「宣教百年記念大会」の残した課題と考え、その観点からの考察を試みた。戦時下も主に忠実であるとうとする教会であるが、神社や天皇という形で現れた国家を神と並べた罪を罪と認識できなかつたことは深刻な反省点である。また、1959年の段階では、このことに関する悔い改めも表明できなほ自覚であった<sup>43</sup>。

同様に、米軍占領下にあった沖縄とそこにある教会についても重大な関心事となることはなかつた。こちらは天皇制日本による琉球の同化、あるいは蔑視という問題を含んでおり、沖縄とアイヌの人々を含む「日本宣教」のこれからを考えるために不可欠の課題である。このことを踏まえて、日本プロテスタント

<sup>42</sup> ホールデン「エキュメニズム」、A・リチャードソン、J・ボウデン編『キリスト神学事典』教文館、1995年

<sup>43</sup> 十戒の第一戒は、新改訳聖書では「あなたのほかに、わたしのほかに、ほかの神々があつてはならない」である。「わたしのほかに(アル・パーナイ)」には、「わたしの顔の前に」という含蓄があり、文語訳聖書は英欽定訳に従って「汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず」としている。その意味するところは、真の神である主を駆逐してほかのものを神とすることではなく、主の前に、あるいは主と並べて他のものを神とすることである。第一戒は、主を恐れつつ神ならぬものを神とするという形で犯された。たとえばエリヤは、1列王記18章21節で、神とバアルの間でどっちつかずによるめいっている民を非難している。さらに、南王国の王マナセは神殿にアッシュラやバアルを持ち込みながら、その罪に気づくことがなかつた。